

【モデル様式 2】

『過半数労働組合からの意見聴取』

派遣先は、事業所単位の期間制限による3年の派遣可能期間を延長する場合は、抵触日の1ヶ月前までに、その派遣先事業所の労働者の過半数で組織する労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間を通知し、意見聴取を書面によりしなければならない。(労働者派遣法第40条の2第3項、4項)

(1) 次に掲げる事項を書面により通知すること。(施行規則第33条の3第1項)

- ① 労働者派遣の役務の提供を受けようとする事業所その他就業場所
- ② 延長しようとする派遣期間

また、意見聴取した過半数労働組合等が異議を述べたときは、延長前の派遣可能期間が経過する日の前日までに次を説明しなければならない。(労働者派遣法第40条の2第5項、施行規則第33条の4)

- ① 延長の理由及び延長の期間
- ② 当該異議（常用代替に関する意見に限る）への対応に関する方針

なお、過半数労働組合等の異議への対応に関する方針の説明は、労使自治の考え方に基づく実質的な話し合いができる仕組みの構築が目的であることに留意すること。

(2) 派遣先は、次に掲げる事項を書面に記載し、事業所単位の期間制限の抵触日から3年間保存すること。(施行規則第33条の3第3項)

- ① 意見聴取した過半数労働組合の名称又は過半数代表者の氏名
- ② 過半数組合等に通知した事項及び通知した日
- ③ 過半数組合等から意見を聴いた日及び意見の内容
- ④ 過半数組合等に対し説明した内容
- ⑤ 意見を聴いて、延長しようとする派遣可能期間を変更したときは、その変更した派遣可能期間

(3) (2)の事項について当該事業所の労働者に通知すること。(施行規則第33条の3第4項)

次に掲げるいずれかの方法によって、当該事業所の労働者に通知しなければならない。

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- ② 書面を労働者に交付すること。
- ③ 電子計算機に備え付けられたファイル、磁気ディスクその他これらに準じる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(4) 派遣可能期間を延長した場合の派遣元への通知（労働者派遣法第40条の2第7項）

派遣先は、事業所における派遣可能期間を延長したときは、速やかに、当該労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該業務について派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。